

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年 3月24日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 福本地区 当初（平成28年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年 3月16日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農地中間管理事業対象地域の農地所有者は、原則として機構に貸し付ける。
- ・農地中間管理事業対象地域で農業をリタイヤ・経営転換する人は原則として機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

福本営農組合を中心に水稻、麦、小豆の2年3作の土地利用型農業を展開し、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれが経営規模拡大を目指し、生産性を向上させるとともに、田植機、コンバイン等を更新し、生産費のコストダウンを図る。

【担い手について】

現在、福本営農組合は、特定農業団体で、今後、経営の安定、地域農業を守るために、法人化を目指す。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。

また、中山間地域では、畦畔管理が一番の課題であるので、農地の出し手は、草刈、水管理等できる範囲で協力する。